

【市内事業所向け】
令和 8 年度川崎市計画相談支援体制強化費
(訪問系サービス等加算及び災害時個別避難計画作成加算) の申請について

令和 8 年 7 月 1 5 日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

市外に所在地を置く指定特定相談支援事業所が災害時個別避難計画を作成した場合については、別紙を御覧ください。

川崎市では、本市に所在地を置く、指定特定相談支援事業所（以下、「相談支援事業所」という。）が、本市受給者に対して訪問系サービスに係るサービス等利用計画を作成した場合や、災害時個別避難計画を作成した場合に、計画相談支援給付費に市独自の加算を実施しています。

該当する法人におかれましては、川崎市計画相談支援体制強化費支弁基準等を御確認のうえ、次のとおり提出してください。

なお当該加算金は、通常の計画相談支援給付費と異なり、申請書類を「2. 書類提出期限」に記載の期限までに障害計画課に御提出いただき、審査のうえ支給決定通知発送後、障害計画課から振り込みを行います。

1. 提出書類

- ① 川崎市計画相談支援体制強化費申請書（第 1 号様式）（法人で一括して作成してください。）
- ② 対象者一覧（第 2 号様式）（対象となる事業所毎に作成してください。）
- ③ 請求書 ※令和 8 年 4 月以降押印不要になりました

※申請は法人毎に対象となる事業所分を取りまとめて申請をお願いします。そのため、②の事業所毎に作成した対象者一覧の合計が、①の申請書の申請金額となります。また、加算金は一括で指定口座に振り込むため、③の請求書は申請書と同じ名義の口座を記載してください。

2. 書類提出期限

	対象となる計画相談支援実施月 (サービス利用支援費算定月)	提出期限
上期	令和 8 年 3 月～令和 8 年 8 月	令和 8 年 8 月 2 6 日
下期	令和 8 年 9 月～令和 9 年 2 月	令和 9 年 2 月 2 4 日

3. 提出方法・提出先

原則としてオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）により申請をお願いします。

※内容審査・支払いの迅速化のため、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）による申請に御協力をお願いします。対象者一覧(第 2 号様式)は Excel ファイルのままアップロードしてください。

オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/2/a5f7e447-d2df-402b-9821-a6bedd37c997/detail>

※オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）での申請が難しい場合は、以下に郵送して下さい。

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課地域支援担当

川崎市計画相談支援体制強化費担当あて

4. 確認書類

申請にあたっては、次の書類もあわせてご確認ください。

- ①川崎市計画相談支援体制強化費支弁基準
- ②様式（第1・2号様式、請求書）
- ③スケジュール概要

5. 問合せ先

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課 大西・中村担当

TEL 044-200-0871

FAX 044-200-3932

Mail 40syokei@city.kawasaki.jp

6. その他留意事項等

- 各書類は、A4で御提出ください。
- ホチキス止めをしないでください。

注意点

◎年度中に同じ受給者のサービス等利用計画を新規・変更・更新等により、複数回作成しても、加算金の支払は年度に1回限りです。重複して申請しないよう、注意してください。

◎例年、対象外の方を申請する等の誤りが散見されます。誤りが多い点は以下のとおりです。

- ・本市の受給者でない
- ・対象サービスの利用がない（前年は利用していたが利用しなくなった）
- ・他の指定特定相談支援事業所に変更した
- ・共同生活援助のうち介護サービス包括型・外部サービス利用型を利用（対象となるのは「日中サービス支援型」のみです）
- ・障害児相談支援の受給者番号を記載（計画相談支援の受給者番号を記載して下さい）